

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和40年6月11日 島根県規則第30号</p> <p>第1条～第3条 〔略〕</p> <p style="padding-left: 2em;">(図書類自動販売機等の設置等の届出)</p> <p>第4条 条例第8条第1項の規定による自動販売機等の設置の届出は、図書類自動販売機等設置届(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、持参して知事に提出することによって行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p style="padding-left: 2em;">〔削る〕</p> <p style="padding-left: 2em;">(4) <u>図書類の販売又は貸付けを管理する者(以下「図書類自動販売等管理者」という。)</u>の住民票の写し</p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>(6) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 条例第8条第2項の規定による変更又は廃止の届出は、図書類自動販売機等届出事項変更・廃止届(様式第5号)を、変更の場合にあつては持参して知事に提出することによって、廃止の場合にあつては持参し、又は郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便により送付して知事に提出することによって行わなければならない。この場合において、条例第8条第1項第2号の設置場所を変更しようとするときは変更後の自動販売機等の設置場所付近</p>	<p>島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則</p> <p>第1条～第3条 〔略〕</p> <p style="padding-left: 2em;">(図書類自動販売機等の設置等の届出)</p> <p>第4条 条例第8条第1項の規定による自動販売機等の設置の届出は、図書類自動販売機等設置届(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、持参して知事に提出することによって行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p style="padding-left: 2em;">(4) <u>図書類の販売又は貸付けを管理する者(以下「図書類自動販売等管理者」という。)</u>が<u>条例第10条第2項第1号に規定する要件(未成年者でないことを除く。)</u>に該当することを証する書面(以下「<u>資格証明書</u>」という。)</p> <p style="padding-left: 2em;">(5) <u>図書類自動販売等管理者</u>の住民票の写し</p> <p>(6) 〔略〕</p> <p>(7) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 条例第8条第2項の規定による変更又は廃止の届出は、図書類自動販売機等届出事項変更・廃止届(様式第5号)を、変更の場合にあつては持参して知事に提出することによって、廃止の場合にあつては持参し、又は郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便により送付して知事に提出することによって行わなければならない。この場合において、条例第8条第1項第2号の設置場所を変更しようとするときは変更後の自動販売機等の設置場所付近</p>

の見取図及び設置場所の提供に関する確認書（様式第2号）を、同号の自動販売機等の設置場所を提供する者を変更しようとするときは設置場所の提供に関する確認書（様式第2号）を、同項第3号に掲げる事項を変更したときは変更後の図書類自動販売等管理者の_____住民票の写し、権限付与証明書（様式第3号）及び図書類自動販売等管理者の義務等に関する確認書（様式第4号）を添付しなければならない。

第5条～第12条 〔略〕

附 則 〔略〕

様式第1号 〔別紙のとおり〕

様式第2号～様式第4号 〔略〕

様式第5号 〔別紙のとおり〕

様式第6号～様式第11号 〔略〕

の見取図及び設置場所の提供に関する確認書（様式第2号）を、同号の自動販売機等の設置場所を提供する者を変更しようとするときは設置場所の提供に関する確認書（様式第2号）を、同項第3号に掲げる事項を変更したときは変更後の図書類自動販売等管理者の資格証明書、住民票の写し、権限付与証明書（様式第3号）及び図書類自動販売等管理者の義務等に関する確認書（様式第4号）を添付しなければならない。

第5条～第12条 〔略〕

附 則 〔略〕

様式第1号 〔別紙のとおり〕

様式第2号～様式第4号 〔略〕

様式第5号 〔別紙のとおり〕

様式第6号～様式第11号 〔略〕

様式第1号 (第4条関係)

(表 面)

図書類自動販売機等設置届

年 月 日

様

届出者 (図書類を販売し、又は貸し付けようとする者)

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名を記載のこと 〕

㊟

電話番号

下記のとおり図書類自動販売機等を設置するので、島根県青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項の規定により届け出ます。

自動販売機等の区分	1 自動販売機	2 自動貸出機
自動販売機等の設置場所	市 郡	町 村 番地
設置場所を提供する者	住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載のこと) 電話番号	
図書類自動販売等管理者	住 所 氏 名 電話番号	
販売・貸付開始予定年月日	年 月 日	
自動販売機等の型式及び製造番号	型 式 製造番号	
販売又は貸付をする図書類の種類	雑誌 写真集 録画テープ その他(具体的に記入すること)	
支店・営業所等の所在地、名称等(支店・営業所等により営業活動を行う場合に記載のこと)	所 在 地 名 称 担当部署、担当者名 電話番号	

(注) 以下の種類を添付すること。

- 1 図書類自動販売等業者の住民票の写し(法人にあっては、法人の登記事項証明書)
- 2 自動販売機等の設置場所付近の見取図(本様式の裏面に記載した留意事項に従って作成したもの)
- 3 設置場所の提供に関する確認書(様式第2号)
- 4 図書類自動販売等管理者が条例第10条第2項第1号に規定する要件(未成年者でないことを除く。)に該当することを証する書面
- 5 図書類自動販売等管理者の住民票の写し
- 6 権限付与証明書(様式第3号)
- 7 図書類自動販売等管理者の義務等に関する確認書(様式第4号)

[県使用欄] (注；以下には記入しないこと。)

届出書到達年月日； 年 月 日 / 整理番号； 第 号
届出済証送付年月日； 年 月 日

(裏 面)

(自動販売機等の設置場所付近の見取図作成上の留意事項)

下記(その1)及び(その2)の2種類の図面を作成するものとし、それぞれに「自動販売機等の設置場所付近の見取図(その1)」「自動販売機等の設置場所付近の見取図(その2)」と表示すること。

○(その1)について

- 1 A4の用紙に縮尺1,500分の1程度の地図、住宅図などを貼り付けるか、設置場所付近を1,500分の1程度で図示すること。
- 2 自動販売機等の設置場所を明示するとともに、付近の状況がよく分かる、目印となる物を記入すること。
- 3 自動販売機等の設置場所の属する市町村図に、当該自動販売機等の設置場所を明示したものを添付すること。

○(その2)について

- 1 A4の用紙に設置場所における自動販売機等の配置について、建物等を含め、その状況が分かるように図示すること。
- 2 既存の自動販売機等がある場合には、位置関係を明らかにすること。

様式第1号 (第4条関係)

(表 面)

図書類自動販売機等設置届

年 月 日

様

届出者 (図書類を販売し、又は貸し付けようとする者)

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名を記載のこと)

㊦

電話番号

下記のとおり図書類自動販売機等を設置するので、島根県青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項の規定により届け出ます。

自動販売機等の区分	1 自動販売機	2 自動貸出機
自動販売機等の設置場所	市 郡	町 村 番地
設置場所を提供する者	住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載のこと) 電話番号	
図書類自動販売等管理者	住 所 氏 名 電話番号	
販売・貸付開始予定年月日	年 月 日	
自動販売機等の型式及び製造番号	型 式 製造番号	
販売又は貸付をする図書類の種類	雑誌 写真集 録画テープ その他(具体的に記入すること)	
支店・営業所等の所在地、名称等(支店・営業所等により営業活動を行う場合に記載のこと)	所 在 地 名 称 担当部署、担当者名 電話番号	

(注) 以下の種類を添付すること。

- 1 図書類自動販売等業者の住民票の写し(法人にあっては、法人の登記事項証明書)
- 2 自動販売機等の設置場所付近の見取図(本様式の裏面に記載した留意事項に従って作成したもの)
- 3 設置場所の提供に関する確認書(様式第2号)

- 4 図書類自動販売等管理者の住民票の写し
- 5 権限付与証明書(様式第3号)
- 6 図書類自動販売等管理者の義務等に関する確認書(様式第4号)

[県使用欄] (注；以下には記入しないこと。)

届出書到達年月日；	年 月 日	／ 整理番号；	第 号
届出済証送付年月日；	年 月 日		

(裏 面)

(自動販売機等の設置場所付近の見取図作成上の留意事項)

下記(その1)及び(その2)の2種類の図面を作成するものとし、それぞれに「自動販売機等の設置場所付近の見取図(その1)」「自動販売機等の設置場所付近の見取図(その2)」と表示すること。

○(その1)について

- 1 A4の用紙に縮尺1,500分の1程度の地図、住宅図などを貼り付けるか、設置場所付近を1,500分の1程度で図示すること。
- 2 自動販売機等の設置場所を明示するとともに、付近の状況がよく分かる、目印となる物を記入すること。
- 3 自動販売機等の設置場所の属する市町村図に、当該自動販売機等の設置場所を明示したものを添付すること。

○(その2)について

- 1 A4の用紙に設置場所における自動販売機等の配置について、建物等を含め、その状況が分かるように図示すること。
- 2 既存の自動販売機等がある場合には、位置関係を明らかにすること。

様式第5号 (第4条関係)

(表 面)

図書類自動販売機等届出事項変更・廃止届

年 月 日

様

図書類自動販売等業者

住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名を記載のこと 〕

印

電話番号

下記のとおり図書類自動販売機等〔の設置に係る届出事項を変更した・の設置に係る届出事項を変更する・による図書類等の販売を廃止した〕ので、島根県青少年の健全な育成に関する条例第8条第2項の規定により届け出ます。

自動販売機等の区分		1 自動販売機	2 自動貸出機	
自動販売機等の設置場所		市 郡	町 村 番地	
自動販売機等の型式及び製造番号		型 式 製造番号		
届出事項の変更	変更事項			
	変更(予定)年月日	年 月 日		
	変更内容	変更前		
		変更後		
廃止	廃止年月日	年 月 日		

(注) 届出事項の変更の場合は、島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則第4条第3項の規定に基づき、変更事項に応じ以下の書類を添付すること。

- 1 図書類自動販売等業者の住民票の写し(法人にあつては、法人の登記事項証明書)
- 2 自動販売機等の設置場所付近の見取図(本様式の裏面に記載した留意事項に従って作成したもの)
- 3 設置場所の提供に関する確認書(様式第2号)
- 4 図書類自動販売等管理者が条例第10条第2項第1号に規定する要件(未成年者でないことを除く。)に該当することを証する書面
- 5 図書類自動販売等管理者の住民票の写し
- 6 権限付与証明書(様式第3号)
- 7 図書類自動販売等管理者の義務等に関する確認書(様式第4号)

(記入上の注意)

〔 〕内は該当する事項に○印を付すること。

[県使用欄] (注；以下には記入しないこと。)

届出書到達年月日；	年 月 日	/ 整理番号；	第 号
届出済証送付年月日；	年 月 日		

(裏 面)

(自動販売機等の設置場所付近の見取図作成上の留意事項)

下記(その1)及び(その2)の2種類の図面を作成するものとし、それぞれに「自動販売機等の設置場所付近の見取図(その1)」「自動販売機等の設置場所付近の見取図(その2)」と表示すること。

○(その1)について

- 1 A4の用紙に縮尺1,500分の1程度の地図、住宅図などを貼り付けるか、設置場所付近を1,500分の1程度で図示すること。
- 2 自動販売機等の設置場所を明示するとともに、付近の状況がよく分かる、目印となる物を記入すること。
- 3 自動販売機等の設置場所の属する市町村図に、当該自動販売機等の設置場所を明示したものを添付すること。

○(その2)について

- 1 A4の用紙に設置場所における自動販売機等の配置について、建物等を含め、その状況が分かるように図示すること。
- 2 既存の自動販売機等がある場合には、位置関係を明らかにすること。

様式第5号(第4条関係)

(表 面)

図書類自動販売機等届出事項変更・廃止届

年 月 日

様

図書類自動販売等業者

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名を記載のこと 〕

㊦

電話番号

下記のとおり図書類自動販売機等〔の設置に係る届出事項を変更した・の設置に係る届出事項を変更する・による図書類等の販売を廃止した〕ので、島根県青少年の健全な育成に関する条例第8条第2項の規定により届け出ます。

自動販売機等の区分	1 自動販売機	2 自動貸出機	
自動販売機等の設置場所	市 郡	町 村 番地	
自動販売機等の型式及び製造番号	型 式 製造番号		
届出事項の変更	変更事項		
	変更(予定)年月日	年 月 日	
	変更内容	変更前	
		変更後	
廃止	廃止年月日	年 月 日	

(注) 届出事項の変更の場合は、島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則第4条第3項の規定に基づき、変更事項に応じ以下の書類を添付すること。

- 1 図書類自動販売等業者の住民票の写し(法人にあっては、法人の登記事項証明書)
- 2 自動販売機等の設置場所付近の見取図(本様式の裏面に記載した留意事項に従って作成したもの)
- 3 設置場所の提供に関する確認書(様式第2号)

- 4 図書類自動販売等管理者の住民票の写し
- 5 権限付与証明書(様式第3号)
- 6 図書類自動販売等管理者の義務等に関する確認書(様式第4号)

(記入上の注意)

〔 〕内は該当する事項に○印を付すること。

[県使用欄] (注；以下には記入しないこと。)

届出書到達年月日；	年 月 日	／ 整理番号；	第 号
届出済証送付年月日；	年 月 日		

(裏 面)

(自動販売機等の設置場所付近の見取図作成上の留意事項)

下記(その1)及び(その2)の2種類の図面を作成するものとし、それぞれに「自動販売機等の設置場所付近の見取図(その1)」「自動販売機等の設置場所付近の見取図(その2)」と表示すること。

○(その1)について

- 1 A4の用紙に縮尺1,500分の1程度の地図、住宅図などを貼り付けるか、設置場所付近を1,500分の1程度で図示すること。
- 2 自動販売機等の設置場所を明示するとともに、付近の状況がよく分かる、目印となる物を記入すること。
- 3 自動販売機等の設置場所の属する市町村図に、当該自動販売機等の設置場所を明示したものを添付すること。

○(その2)について

- 1 A4の用紙に設置場所における自動販売機等の配置について、建物等を含め、その状況が分かるように図示すること。
- 2 既存の自動販売機等がある場合には、位置関係を明らかにすること。